



# 宮 崎 県 公 報

平成30年10月4日(木曜日) 第 3035 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 規 則

- 県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) 5
- 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 6

### 告 示

頁

- 民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 6
- 公有水面埋立ての免許…………… (漁村振興課) 7
- 道路の供用の開始…………… (道路保全課) 7

### 公 告

- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 7
- 知事が行う都市計画事業の変更の公告…………… (都市計画課) 8

### 病 院 局 公 告

- 落札者等の公告 (2 件) …………… 8

### 正 誤

- 平成30年9月20日付け県公報 (第3031号) 中…………… 9

## 規 則

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮 崎 県 規 則 第 60 号

#### 県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第8号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(事業税の課税免除又は不均一課税の申請)</p> <p>第2条 特例条例第2条第1号若しくは第3条第1号の規定により事業税の課税免除を受けようとする者又は特例条例第6条第1号若しくは第7条第1号の規定により事業税の不均一課税を受けようとする者は、特例条例第2条第1号若しくは第3条第1号又は第6条第1号若しくは第7条第1号に規定する各年又は各事業年度ごとに、個人にあっては当該年分の事業税を地方税法 (昭和25年法律第226号。以下「法」という。) 第72条の55第1項の規定により申告する日までに、法人にあっては当該事業年度分の事業税を法第72条の25第1項又は第72条の28第1項の規定により申告納付する日までに、事業税課税免除 (不均一課税) 申請書 (別記様式第1号) を県税・総務事務所長 (以下「所長」という。) に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(不動産取得税の課税免除又は不均一課税の申請)</p> <p>第4条 不動産取得税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特例条例第2条第2号、第3条第2号、第4条第1号若しくは第5条第1号又は第6条第2号若しくは第7条第2号に規定する家屋及びその敷地となる土地の取得に対して課する宮崎県税条例 (昭和29年宮崎県条例第19号) 第38条第1項の規定による不動産取得税を申告する日までに、不動産取得税課税免除 (不均一課税) 申請書 (別記様式第2号) を所長に提出しなければならない。</p> <p>(固定資産税の課税免除又は不均一課税の申請)</p>	<p>(事業税の課税免除又は不均一課税の申請)</p> <p>第2条 特例条例第2条第1号若しくは第3条第1号の規定により事業税の課税免除を受けようとする者又は特例条例第6条第1号若しくは第7条第2項第1号の規定により事業税の不均一課税を受けようとする者は、特例条例第2条第1号若しくは第3条第1号又は第6条第1号若しくは第7条第2項第1号に規定する各年又は各事業年度ごとに、個人にあっては当該年分の事業税を地方税法 (昭和25年法律第226号。以下「法」という。) 第72条の55第1項の規定により申告する日までに、法人にあっては当該事業年度分の事業税を法第72条の25第1項又は第72条の28第1項の規定により申告納付する日までに、事業税課税免除 (不均一課税) 申請書 (別記様式第1号) を県税・総務事務所長 (以下「所長」という。) に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(不動産取得税の課税免除又は不均一課税の申請)</p> <p>第4条 不動産取得税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特例条例第2条第2号、第3条第2号、第4条第1号、第5条第1号若しくは第7条第1項又は第6条第2号若しくは第7条第2項第2号に規定する家屋及びその敷地となる土地の取得に対して課する宮崎県税条例 (昭和29年宮崎県条例第19号) 第38条第1項の規定による不動産取得税を申告する日までに、不動産取得税課税免除 (不均一課税) 申請書 (別記様式第2号) を所長に提出しなければならない。</p> <p>(固定資産税の課税免除又は不均一課税の申請)</p>

第 6 条 固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特例条例第 2 条第 3 号、第 3 条第 3 号、第 4 条第 2 号若しくは第 5 条第 2 号又は第 6 条第 3 号若しくは第 7 条第 3 号に規定する家屋、償却資産又は構築物について、特例条例第 2 条から第 7 条までに規定する各年度ごとに、法第 745 条第 1 項において準用する法第 383 条の規定による固定資産税の申告をする日までに、固定資産税課税免除（不均一課税）申請書（別記様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

第 6 条 固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特例条例第 2 条第 3 号、第 3 条第 3 号、第 4 条第 2 号若しくは第 5 条第 2 号又は第 6 条第 3 号若しくは第 7 条第 2 項第 3 号に規定する家屋、償却資産又は構築物について、特例条例第 2 条から第 7 条までに規定する各年度ごとに、法第 745 条第 1 項において準用する法第 383 条の規定による固定資産税の申告をする日までに、固定資産税課税免除（不均一課税）申請書（別記様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

別記様式第 1 号（その 1）の付表中「第 7 条第 1 号」を「第 7 条第 2 項第 1 号」に改める。

別記様式第 1 号（その 3）中「第 7 条第 1 号」を「第 7 条第 2 項第 1 号」に改める。

別記様式第 2 号（その 1）を次のように改める。

様式第 2 号 (その 1) (第 4 条関係)

(表)

不動産取得税免除 (不均一課税) 申請書

受 付 印 県税・総務事務所長 殿 年 月 日		申 請 者	住 所 (所在地)			
			氏 名 (名称)	㊦		
			代 表 者 名 氏 名	㊦		
県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則第 4 条の規定により、下記の不動産のうち、特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得に対する不動産取得税の課税免除 (不均一課税) の申請をします。						
土	所 在 地 番	地 目	地 積 ㎡ (坪)	取得年月日	取得の 原 因	固定資産課税台帳 に登録された価格 円
				・ ・		
				・ ・		
	計					
地	区 分		地 積 ㎡ (坪)	地 積 の あ ら 分 率	備 考	
	対 象 家 屋 の 敷 地			%		
	そ の 他 の 用 地					
	計			100%		
	対 象 家 屋 の 着 工 ( 予 定 )		年 月 日			
家	所 在 種 類	構 造	面 積 ㎡ (坪)	取得年月日	取得の方法	取得価額
				・ ・		
				・ ・		
	計					
屋	区 分		面 積 ㎡ (坪)	面 積 の あ ら 分 率	備 考	
	当 該 事 業 の 用 に 供 す る 部 分			%		
	そ の 他 の 部 分					
	計			100%		
新設し、又は増設した設備の事業の種類						
事業開始 ( 予 定 ) 年 月 日				年 月 日		
新設し、又は増設した設備を事業の用に供した日				年 月 日		
新設し、 又は取得 増額した	種 類				取 得 価 額	
	建 物 及 び そ の 附 属 設 備				円	
	構 築 物					
	機 械 及 び 装 置					
	船 舶					
	航 空 機					
	車 両 及 び 運 搬 具					
	工 具 、 器 具 及 び 備 品					
	計					

## (裏)

## 記載上の注意

- 1 この申請書には、特別償却設備である家屋及びその敷地である土地について記載してください。ただし、土地に対する申請にあっては、一の対象用地に対象家屋の敷地とその他の用地がある場合においては、対象用地の全部について記載してください。
- 2 取得した土地が固定資産課税台帳に登録されていない場合は、取得価額を記載してください。
- 3 対象家屋の敷地となる土地とは、対象用地のうち、社宅、寮、厚生施設等の家屋の敷地及び運動場の用地等課税免除又は不均一課税の対象となる設備等に直接関係のない部分の土地を除いた全部の土地です。
- 4 その他の用地とは、3以外の土地です。
- 5 「家屋」の欄には、対象家屋を具体的に、工場、倉庫、事務所等ごとに記載してください。  
なお、対象家屋とは、特例条例第2条第2号、第3条第2号若しくは第7条第1項又は第6条第2号若しくは第7条第2項第2号に規定する家屋をいいます。
- 6 「新設し、又は増設した設備の事業の種類」の欄には、事業の種類を具体的に例えば「ミシン製造業」というように記載してください。
- 7 地域再生法に基づく申請を行う場合は、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定日が分かる資料を添付してください。

## 備考

- 1 この申請書には、土地に対する申請の場合には、土地の見取図に、対象家屋の配置予定図を記載し、家屋に対する申請の場合には、対象家屋全体の平面図を添付してください。
- 2 この申請書は、不動産取得税の申告書に添付して、直接県税・総務事務所に提出してください。
- 3 土地の取得にあっては、1年以内に当該土地に対象家屋の建設の着手がなされなければ、課税免除又は不均一課税はできません。
- 4 課税免除又は不均一課税の決定は、対象家屋を事業の用に供した後に行います。  
土地の取得に対する不動産取得税については、課税免除又は不均一課税の決定をする日までは、課税免除相当額又は不均一課税によって減少する税額を徴収猶予します。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県規則第61号

## 建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和46年宮崎県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(許可の申請に係る添付書類)</p> <p>第18条 省令第10条の4第1項の規定により知事が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる図書</p> <p>ア 法第43条第1項ただし書の規定により許可を受ける場合 次に掲げる図書</p> <p>(ア)~(ウ) [略]</p> <p>イ~カ [略]</p> <p>キ 法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項若しくは第5項第3号、法第55条第3項第1号若しくは第2号、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項又は法第85条第3項若しくは第5項の規定により許可を受ける場合 次に掲げる図書</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 道路及び敷地と建築物の高さの関係を示した図面(法第85条第3項又は第5項の規定により許可を受ける場合を除く。)</p> <p>ク [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(認定の申請に係る添付書類)</p> <p>第18条の2 省令第10条の4の2第1項の規定により知事が定める図書又は書面は、前条第2号に掲げる図書のほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる図書</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(建蔽率の緩和)</p> <p>第19条 法第53条第3項第2号の規定により知事が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 道路が120度以内で交わる内角側の角敷地</p> <p>(2) 道路と公園、広場、緑地、川又は海その他これらに類するもの(以下この条において「公園等」という。)が、120度以内で交わる内角側の角敷地</p> <p>(3) 周辺の長さの3分の1以上が道路に接する敷地又は道路及び公園等に接する敷地</p>	<p>(許可の申請に係る添付書類)</p> <p>第18条 省令第10条の4第1項の規定により知事が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる図書</p> <p>ア 法第43条第2項第2号の規定により許可を受ける場合 次に掲げる図書</p> <p>(ア)~(ウ) [略]</p> <p>イ~カ [略]</p> <p>キ 法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項若しくは第5項第3号、法第55条第3項第1号若しくは第2号、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項又は法第85条第3項、第5項若しくは第6項の規定により許可を受ける場合 次に掲げる図書</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 道路及び敷地と建築物の高さの関係を示した図面(法第85条第3項、第5項又は第6項の規定により許可を受ける場合を除く。)</p> <p>ク [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(認定の申請に係る添付書類)</p> <p>第18条の2 省令第10条の4の2第1項の規定により知事が定める図書又は書面は、前条第2号に掲げる図書のほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる図書</p> <p>ア 法第43条第2項第1号の規定により認定を受ける場合 <u>2面の立面図</u></p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(建蔽率の緩和)</p> <p>第19条 法第53条第3項第2号の規定により知事が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 周辺の長さの3分の1以上が道路に接する敷地又は道路及び公園、広場、緑地、川、海その他これらに類するもの(以下この条において「公園等」という。)に接する敷地</p>

(4)・(5) [略]

(2)・(3) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第62号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）
1 [略]	1 [略]
2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの	2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの
(1)～(204) [略]	(1)～(204) [略]
(205) <u>喀痰吸引等研修手数料</u>	(205) <u>喀痰吸引等研修手数料</u>
(206)～(214) [略]	(206)～(214) [略]
(215) <u>建築物環境衛生一般管理業登録手数料</u>	(215)～(443) [略]
(216)～(444) [略]	(444) <u>漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の許可証書換え交付申請手数料</u>
(445) <u>漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の許可証書換え交付申請手数料</u>	(445) <u>水産動植物特別採捕許可申請手数料</u>
(446) <u>水産動植物の採捕に係る特別採捕許可申請手数料</u>	(446) <u>水産動植物採捕許可申請手数料</u>
(447) <u>水産動植物の採捕に係る採捕許可申請手数料</u>	(447)～(501) [略]
(448)～(502) [略]	(502) <u>建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料</u>
(503)～(521) [略]	(503)～(521) [略]
(522) 再開発等促進区等における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る <u>認定申請手数料</u>	(522) 再開発等促進区等における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る <u>許可申請手数料</u>
(523)～(528) [略]	(523)～(528) [略]
(529)～(573) [略]	(529) 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料
(574) <u>住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請手数料</u>	(530)～(574) [略]
(575) [略]	(575) [略]
3～6 [略]	3～6 [略]
7 都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）に基づく <u>総合運動公園使用料</u> （武道館（トレーニングルームに限る。）及び駐車場に係る使用料を除く。）	7 都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）に基づく <u>宮崎県総合運動公園使用料</u> （武道館（トレーニングルームに限る。）及び駐車場に係る使用料を除く。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 775号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成30年10月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字竹ノ元 11241、11257-1、11258、字山メ 11270、字七マカリ 11345-1、11345-3、11345-4、字ムギノコシ 11393、字橋ケ谷

11472、11473、字谷内 11494、11540、11546、11547、11555、字登り尾 11630

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第776号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許をした。

平成30年10月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 免許の年月日及び番号

平成30年9月26日

シレイ 26755-1240

#### 2 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所

宮崎県

宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県宮崎市下北方町横小路5928番21

#### 3 埋立区域

##### (1) 位置

宮崎県宮崎市大字内海浜田地先公有水面

##### (2) 区域

別表1の各地点のうち、1点から20点までを順次に結んだ線における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

別表1

地点	地点の位置
1点	北緯31度44分24秒9526、東経 131度28分9秒9525 (以下「基点」という。)から
	188度36分14秒 19.79mの地点
2点	1点から 214度42分39秒 1.22mの地点
3点	2点から 124度42分19秒 1.00mの地点
4点	3点から 34度42分19秒 1.05mの地点
5点	4点から 124度42分19秒 6.98mの地点
6点	5点から 34度42分19秒 179.80mの地点
7点	6点から 69度00分19秒 39.67mの地点
8点	7点から 159度00分19秒 1.05mの地点
9点	8点から 69度00分19秒 1.34mの地点
10点	9点から 338度57分49秒 1.17mの地点
11点	10点から 352度07分52秒 0.49mの地点
12点	11点から 250度59分56秒 0.39mの地点
13点	12点から 248度58分06秒 38.92mの地点
14点	13点から 158度56分01秒 0.48mの地点
15点	14点から 248度58分06秒 2.00mの地点
16点	15点から 214度44分02秒 0.24mの地点
17点	16点から 304度42分18秒 0.48mの地点
18点	17点から 214度42分28秒 178.52mの地点
19点	18点から 304度29分48秒 6.21mの地点
20点	19点から 214度29分48秒 0.76mの地点

##### (3) 面積

150.85㎡

#### 4 埋立てに関する工事の施行区域

##### (1) 位置

宮崎県宮崎市大字内海浜田地先公有水面

##### (2) 区域

別表2の各地点のうち、ア点からケ点までを順次に結んだ線により囲まれた区域。

別表2

地点	地点の位置
ア点	基点から 199度34分33秒 40.37mの地点
イ点	ア点から 125度00分00秒 27.11mの地点
ウ点	イ点から 35度00分00秒 195.78mの地点
エ点	ウ点から 69度00分19秒 33.14mの地点
オ点	エ点から 352度03分00秒 41.06mの地点
カ点	オ点から 262度03分00秒 5.00mの地点
キ点	カ点から 352度03分00秒 50.62mの地点
ク点	キ点から 215度00分00秒 187.79mの地点
ケ点	ク点から 260度25分23秒 23.67mの地点

##### (3) 面積

12,954.00㎡

#### 5 埋立地の用途

漁港施設用地

#### 宮崎県告示第777号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年10月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年10月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
108	県道	財部庄内安久線	都城市乙房町1679番2地先から同市同町1761番9地先まで	平成30年10月4日

公

告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成30年10月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-28)第3335号	(株)木下水道	木下 浩幸	宮崎県小林市大字真方819-1	一般	土工事業、とび・土工事業、管工事、水道施設工事	平成30年8月21日付けで廃業した旨の届け	平成30年8月21日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第12249号	(株)エコグラス	松澤 澄子	宮崎県東臼杵郡門川町上町4-45	一般	土工事業	平成30年8月10日付けで廃業した旨の届け	平成30年8月10日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第12999号	阿部建設	阿部 博	宮崎県児湯郡川南町大字川南1170-539	一般	土工事業、建築工事、とび・土工事業、石工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事、塗装工事、水道施設工事	平成30年8月30日付けで廃業した旨の届け	平成30年8月30日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第13693号	河野住建	河野 善次	宮崎県日南市大字吉野方4068-2	一般	建築工事、大工工事	平成30年8月24日付けで廃業した旨の届け	平成30年8月24日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第2005号	(株)山田組	山田 英昭	宮崎県延岡市出北2-15-14	一般	とび・土工事業	平成30年8月3日付けで廃業した旨の届け	平成30年8月3日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第12956号	(株)E. W A L K	甲斐 俊作	宮崎県日向市伊勢ヶ浜117	一般	大工工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、内装仕上工事	平成30年8月2日付けで廃業した旨の届け	平成30年8月2日(一部廃業)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定による次の都市計画事業の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、公告する。

平成30年10月4日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 都市計画事業の種類及び名称  
都城広域都市計画道路事業 3・4・66号 中央西通線
- 施行者の名称  
宮崎県
- 事務所の所在地及び名称  
都城市北原町24の21  
宮崎県都城土木事務所
- 事業地の所在  
収用の部分  
宮崎県都城市中町、牟田町及び大王町地内  
使用の部分  
宮崎県都城市牟田町及び大王町地内

### 病院局公告

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成30年10月4日

県立延岡病院長 柳 邊 安 秀

- 落札に係る調達件名

県立延岡病院本館等清掃業務

- 2 契約に関する事務を担当する部局等

県立延岡病院総務課庶務担当 延岡市新小路2丁目1番地10

- 3 落札者を決定した日

平成30年9月10日

- 4 落札者の氏名及び住所

第一ビル工事株式会社 宮崎市吉村町寺ノ下甲2306番地1

- 5 落札金額

74,196,000円

- 6 一般競争入札の公告を行った日

平成30年7月26日

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成30年10月4日

県立日南病院長 峯 一 彦

- 1 落札に係る調達件名

県立日南病院清掃業務

- 2 契約に関する事務を担当する部局等

県立日南病院総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号

- 3 落札者を決定した日

平成30年9月11日

- 4 落札者の氏名及び住所

つやげん九州株式会社 都城市宮丸町3048番地1

- 5 落札金額

59,940,000円



6 一般競争入札の公告を行った日  
平成30年7月26日

正 誤

平成30年9月20日付け県公報（第3031号）中

ページ	段	行	誤	正
1	左	37	338号	388号

--	--